

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 日本協議委員会（協議委設置関係）（Ⅲ）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米協議委員会, 対沖縄援助, 閣議請議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710</a>

書簡交換式及公才回協議委員會

沖縄援助に関する日米間の書翰  
の交換式及びカーン協議委員会

1964. 4. 25  
10:30  
於外務省接見室

一 交換式次第

1. 日本側着席、米側着席
2. 書翰の署名
3. 合意議事録のイニシヤル
4. 書翰及び合意議事録の交換
5. 握手
6. 大平大臣挨拶
7. エマーソン臨時代理大使挨拶  
(報道関係者退席)
8. 乾杯

二 カーン協議委員会議事次第

1. 大平大臣挨拶
2. エマーソン臨時代理大使挨拶
3. 野田長官挨拶
4. 実施手続採択(大平大臣)  
(大平大臣、エマーソン臨時代理大使イニシヤル)

- (注)
1. 交換式委員会の席次は別表のとおり
  2. 日本側発言の通訳は日本側、米側発言の通訳は米側が行う
  3. 所要時間約 / 時間の予定

他国へ送付

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関するアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する説明資料

昭和三十七年三月十九日ケネディ大統領領事声明において、米  
国政府は、琉球諸島の住民の安寧と福祉及び同諸島の経済開発  
を増進するための援助供与の協力に関し、明確な取極を行なう  
ため、日本政府と協議を開始する用意がある旨を表明した。同年  
九月十三日大平外務大臣よりライシヤワール在京米國大使に対し、  
琉球諸島に対する援助の実施機関として「日米琉懸話会」を設  
置することとした旨を要望した。

461-2256

極秘

- 一、昭和三十七年三月十九日のケネディ大統領領事声明において、米  
国政府は、琉球諸島の住民の安寧と福祉及び同諸島の経済開発  
を増進するための援助供与の協力に関し、明確な取極を行なう  
ため、日本政府と協議を開始する用意がある旨を表明した。同年  
九月十三日大平外務大臣よりライシヤワール在京米國大使に対し、  
琉球諸島に対する援助の実施機関として「日米琉懸話会」を設  
置することとした旨を要望した。
- 二、<sup>同年</sup>九月十三日大平外務大臣よりライシヤワール在京米國大使に対し、  
琉球諸島に対する援助の実施機関として「日米琉懸話会」を設  
置することとした旨を要望した。
- 三、<sup>の</sup>これに対し同年十一月二日大平外務大臣、ライシヤワール大使

米議会の承認を必要としな

間の会談において、米側は取極の形式は行政取極とすること  
及び琉球諸島の経済開発のための日米間の協力機関として「協  
議委員会」及び「技術委員会」を設置することとした旨の具  
体的な提案を行なつた。

米側提案は、その前文において琉球諸島の援助のための日米  
間の協力について基本方針をうたい、各項において両委員会の  
構成と機能を定めるものであつた。わが方はこれを慎重に検討  
した結果、本取極は、わが国についても国会の承認を必要とし  
ない交換公文の形式をとることとし、日本側対案として、米國  
政府が琉球諸島の領域及び住民に対して施政権を有することは  
認めらるが、同諸島は、日本の領域の一部であり、究極的に日

本国の施政権の下に復帰することが期待されること、同諸島の住民が日本国籍を有することを日米両国政府がそれぞれ確認すること、及び両委員会の設置については原則的に同意するが、協議委員会のメンバーとして、日本側首席代表である外務大臣のほか、総理府総務長官を加えることとした旨を米側に提示した。

四 右日本側対案に対し、米側は日本側書簡中の施政権返還に關連する表現は全部削除するよう要請越した。また、両委員会に於いてのわが方の考え方（特に、協議委員会において自治権の拡大を議題とする<sup>たいりゅうのわが方の考え方</sup>こと等）に対し、米側は前記ケネディ大統領の声明を引用し、両委員会は琉球諸島への経済援助問題の協議に

限定されるべきであると主張した。

五 かかる交渉経緯を経て、結局日本側書簡においては、沖縄援助に關し、日米両政府間の協力取極を締結する旨を述べるに止め、米側書簡においては、右のほか、<sup>米政府は</sup>極東の平和維持のため琉球諸島を平和条約が三条によつて保持すべきことを述べるとともに自由世界の安全保障上の利益<sup>が</sup>のため、同諸島が日本の完全な主権の下へ復帰することを<sup>許</sup>認められる日を待望している旨述べることにした。

六 なお、交換公文案の各項の規定についても財政法、補助金適正化法等国内法制との関連において事務的に細部の調整を行なう必要があつたので、本取極は長期交渉を余儀なくされた次第

である。

六 今般、日米間において本件交換公文及び同公文に関する合意  
議事録の案文に関し、日米間において意見の一致を見るに至つ  
た。

よつて、四月二十五日、東京において、わが方大平外務大臣  
と米側エマーソン臨時代理大使との間で別紙の案の書簡を交換  
することとした。

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び  
技術委員会の設置に関するアメリカ合衆国政府との  
間の書簡の交換に関する説明資料

一 昭和三十七年三月十九日のケネディ大統領領声明において、米  
国政府は、琉球諸島の住民の安寧と福祉及び同諸島の経済開発  
を増進するための援助供与の協力に関し、明確な取極を行なう  
ため、日本政府と協議を開始する用意がある旨を表明した。

二 同年九月十三日大平外務大臣はライシヤワ―在京米国大使に  
対し、琉球諸島に対する援助の実施機関として「日米琉懸話会」  
を設置することとした旨要望した。

三 同年十一月二日の大平外務大臣、ライシヤワ―大使間の会談  
において、米側は取極の形式は米議会の承認を必要としない行

極秘

政取極とすること及び琉球諸島の経済開発のための日米間の協力機関として「協議委員会」及び「技術委員会」を設置することとした旨の具体的な提案を行なった。

米側提案は、その前文において琉球諸島の援助のための日米間の協力について基本方針をうたい、各項目において両委員会の構成と機能を定めるものであつた。わが方はこれを慎重に検討した結果、本取極は、国会の承認を必要としない交換公文の形式をとることとし、日本側対案として、米國政府が琉球諸島の領域及び住民に対して施政権を有することは認めるが、同諸島は、日本の領域の一部であり、究極的には日本國の施政権の下に復帰することが期待されること、同諸島の住民が日本國籍を

有することを日米兩國政府がそれぞれ確認すること、及び両委員会の設置については原則的に同意するが、協議委員会のメンバーとして、日本側首席代表である外務大臣のほか、総理府総務長官を加えることとした旨を米側に提示した。

四 右日本側対案に対し、米側は日本側書簡中の施政権返還に關連する部分は全部削除するより要請越した。また、両委員会に ついてのわが方の考え方（特に、協議委員会において自治権の 拡大を議題としたい旨のわが方の意向等）に対し、米側は前記 ケネディ大統領声明を引用し、両委員会は琉球諸島への経済援助問題の協議に限定されるべきであると主張した。

五 かかる交渉経緯を経て、結局日本側書簡においては、沖縄援

助に關し、日米兩政府間の協力取極を締結する旨を述べるに止  
め、米側書簡においては、右のほか、米國政府は極東の平和維  
持のため琉球諸島を平和条約第三条によつて保持すべきことを  
述べるとともに自由世界の安全保障上の利益が、同諸島が日本  
の完全な主權の下へ復歸することを許す日を待望している旨述  
べることとした。

六 なお、交換公文案の各項の規定についても財政法、補助金適  
正化法等国内法制との關連において事務的に細部の調整を行な  
う必要があつたので、本取極は長期交渉を余儀なくされた次才  
である。

七 今般、日米間において本件交換公文及び同公文に關する合意

議事録の案文に關し、日米間において意見の一致を見るに至つ  
た。

よつて、四月二十五日、東京において、わが方大平外務大臣  
と米側エマーソン臨時代理大使との間で別紙の案の書簡を交換  
することといたしたい。



米側提案

昭和三七、一一、二

三八、七、二三

三八、一二、一六

三九、三、三一

日本側対案

昭和三八、四、二

三八、九、二七

三九、一、二四

三九、四、一四

琉球諸島に対する援助の供与についての日本国と合衆国との間の協力取極の実施のための手続(仮訳)

日本国政府の琉球諸島に対する経済及び技術援助の供与に関する日本国政府と合衆国政府との間の毎年の調整は、東京における両政府間の千九百六十四年四月二十五日付交換公文に従つて、次の手続により運営される。

- 一 合衆国政府は、日本国政府が琉球諸島に対し供与する援助についての合衆国政府の提案を、毎年時宜に合わせて協議委員会を通じて日本国政府に提示する。この提案には、援助の希望項目及びその予定経費を記載し、左記資料を付する。
- (a) 最近の利用可能な経済指標に基づく琉球諸島の経済の現状及び同諸島の社会福祉計画の現状の説明
  - (b) 琉球諸島の経済開発計画の要約及び
  - (c) 合衆国の現会計年度における琉球諸島に対する援助計画に関する

する説明資料で、日本国政府の援助供与を要請する合衆国の提案に関連があるもの

二 日本国政府は、合衆国政府の提案を検討した後、予備的な見地から、日本国が資金化することを受諾し得る計画の一覧表を検討のため協議委員会に提出する。この一覧表は、技術委員会の議長に送付され、議長は、一覧表受領後速かに一覧表記載の各計画を討議するため技術委員会の会合を開く。議長は、検討のため予定経費を含め、各計画の概要と説明を提示する。議長は、必要に応じて計画の場所についての現地調査を手配する。

三 日本国政府が、合衆国政府が協力を求めたもの以外の計画に対して援助を供与することを希望する場合には、日本国政府は、検討のため協議委員会を通じて、合衆国政府に対しその計画についての予備的見解を提示することができる。このように提出された計画が適当であると決定される場合は、その計画は第二項

に述べられている方法により、検討のため技術委員会に送付される。

四 第二項及び第三項に掲げる技術委員会における前述の検討に基づき、計画一覧表がとりまとめられた後、議長は、各計画の積算基礎についての一般的説明を含む事業説明を付して、その一覧表を協議委員会に提供する。

五 日本国政府は、第四項に述べられている計画一覧表に基づき、時宜に合せてその予想援助計画をかなり詳細に協議委員会を通じて合衆国政府に通知する。続いて西国政府は、協議委員会を通じて、また、千九百六十四年四月二十五日付の交換公文第二項(〇)に述べられている了解に従い、日本国政府の次会計年度における援助計画に關し合意する。

六 日本国政府の琉球諸島に対する援助予算案が国会によつて承認されたときは、日本国政府機関及び琉球諸島高等弁務官府を通

3

じての琉球政府機関は、この目的のために予算で認められた資金により日本国政府が琉球諸島に対して供与する援助の計画の項目（及びその経費）に關して了解書を締結する。

七 了解書の締結後、技術委員会は、前記交換公文のいずれかの国の代表の要請に基づき、琉球諸島に対し日本国政府が供与する経済及び技術援助の運営及び実施から生ずる技術的問題を検討するため、随時開催される。

4

PROCEDURES TO IMPLEMENT THE COOPERATIVE ARRANGEMENT  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES IN PROVIDING  
ASSISTANCE TO THE RYUKYU ISLANDS

Annual coordination between the Government of Japan and the Government of the United States concerning the provision, in accordance with the Exchange of Notes between the two Governments at Tokyo on April 25, 1964, of economic and technical assistance by the Government of Japan to the Ryukyu Islands will be governed by the following procedures:

1. The Government of the United States will provide to the Government of Japan through the Consultative Committee in a timely manner each year its proposal on the assistance to be provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands. The proposal will specify the desired items of assistance and their respective cost estimates, together with the following:

(a) A description of the current status of the economy, based on most recent available economic indicators, and of the social welfare programs of the Ryukyu Islands;

(b) A summary of projected economic development plans for the Ryukyu Islands; and

(c) Such explanatory data on the United States assistance program to the Ryukyu Islands in the current fiscal year as may be pertinent to the United States proposal for the provision of assistance by the Government of Japan.

2. After studying the proposal of the Government of the United States, the Government of Japan will provide to the Consultative Committee for consideration a listing of those projects which from a preliminary view are acceptable for Japanese funding. This listing will be forwarded to the Chairman of the Technical Committee who, as soon as practicable following receipt of the listing, will convene a meeting of the Technical Committee to discuss the individual projects in the listing. The Chairman will present for consideration a general outline and description of each project, including cost estimates. The Chairman will arrange as necessary for on-the-spot surveys of the locations of the projects.

3. In the event the Government of Japan wishes to provide assistance to projects other than those in which the Government of the United States has invited its cooperation, the Government of

- 2 -

Japan may present a preliminary view of such projects to the Government of the United States through the Consultative Committee for consideration. If a project thus presented is determined to be appropriate, it will be forwarded to the Technical Committee for consideration in the manner described in paragraph 2, above.

4. After a list of projects has been compiled, based on the foregoing considerations at the Technical Committee referred to in paragraphs 2 and 3 above, the Chairman will make available to the Consultative Committee such a listing, together with a project justification which includes a general explanation of the basis of cost computation for each project.

5. On the basis of the list of projects referred to in paragraph 4 above, the Government of Japan will make its anticipated assistance program known in adequate detail to the Government of the United States in a timely manner through the Consultative Committee. Subsequently the two Governments will, through the Consultative Committee and in accordance with the understanding set forth in paragraph 2 (c) of the Exchange of Notes of April 25, 1964, agree on the program of assistance of the Government of Japan for the ensuing Japanese fiscal year.

6. When the budget of the Government of Japan for its assistance to the Ryukyu Islands is approved by the Diet, agencies of the Government of Japan and of the Government of the Ryukyu Islands through the Office of the High Commissioner of the Ryukyu Islands will complete a Memorandum of Understanding concerning the project items (and their respective costs) of the program of assistance to be provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands with funds appropriated for that purpose.

7. After the completion of a Memorandum of Understanding, the Technical Committee shall meet from time to time at the request of the representative of either party to the aforementioned Exchange of Notes to consider technical matters arising from the administration and implementation of the economic and technical assistance provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands.

Tokyo, April 25, 1964.

極 秘

内 部 号

沖縄援助に関する交換公文及びその実施手続に関する対米折衝はその妥結にいたるまで一年有余の日時を要したが、その主たる理由を次の区分により取り纏めた。

一 沖縄援助に関する交換公文について対米折衝上困難であつた問題点

二 交換公文の実施手続について対米折衝上困難であつた問題点

一 沖縄援助に関する交換公文について対米折衝上困難であつた問題点

題 点

(一) 一九六二年十一月二日大臣に対しライシヤワー大使が提示した米側の提案においては、その前文において米国は極東の防衛のため引續いて沖縄を保持することを強調しているが、施政権の返還については述べていなかった。

わが方の考え方としては、沖縄に対する経済的援助の基本的根拠は次の二点である。

(1) わが国が沖縄に対して潜在主権を有しており、極東の政治情勢が緩和せられ米国が安全保障上の見地から沖縄を保持する必要がなくなつたときは日本の施政に復帰することが期

待されること。

(2) 更に琉球住民は日本国籍を有すること。

従つて交換公文においてこの二点を明記することについて米側を承服せしめるよう努力しなければならなかつた。

迂余曲折を経て結果的には日米双方の考え方が折衷せられることとなつた。

米側は一九六四年一月の提案においてはその米側書簡の後段に「米國は自由世界防衛上の見地から琉球諸島の施政を引受けることが必要であるが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本の完全な主権下へ復帰することを許す日を待望する」旨述べること同意した。

これに対しわが方は更に「自由世界防衛の見地から」の表現に関し沖繩に関するダレス声明及びアイク岸声明の趣旨を引用しかかる表現をとるときは米國の沖繩に対する政策が後退したかのような印象を与える虞がある旨を強調し「自由世界」を「極東」に変更せしめなければならなかつた。

この点に関しては、米側においては國務、国防両省との間において意見の相違があつたように考えられるが、結局「米側書簡において米國は極東の安全保障上の見地から沖繩を保持するが、自由世界の安全保障上の利益から沖繩が日本の施政に復帰する日を待望する」ということを述べることに同意した。

(二) 交換公文第一項(b)「資金の支出は日本の関係法令に従う」に

関し、米側は次の二つの理由によつて、わが国の各県に対する補助金の適正化法の条項の準用について強い抵抗を示した。

(イ) 米国政府は平和条約が三条によつて、沖縄及び住民に対し施政権を有しているので、日本法令は当然沖縄に適用されな

ら。

(ロ) 米側は、沖縄に対し毎年援助を供与しているが、琉球政府の行政上の物理的能力を考慮し、又出来得る限り琉球政府のインシアティブを尊重する見地からその手続を出来るだけ簡素化を計つている。

以上の二つの理由に基いて、米側は日本側の援助供与に関する手続を施政権の抵触を避けることと及び簡素化の二要件でし

ほらうとする態度を終始持続した。

わが方はこれに対し、援助は日本国民の納税者の血と汗の税金から供与せられるものであり、その使用が効果的であり、又適切であることに関し深い関心を抱いている。特に国会においては沖縄に対する援助に関し常に深い関心が払われており、政府としてはその質疑に対して明確な応答を行わなければならぬ立場にあることを強調しなければならぬ。

結果的にはこの点についても日米双方の立場が折衷せられ米側は援助資金の支出は日本の関係法令によることに同意したが沖縄においては、日本法令は当然に適用せられないから援助の実施に必要な限りにおいてはこれを日琉両政府機関（琉球政

府機関は高等弁務官の承認の下に行動する）が合意の上覚書を作成することとなった。

(三) 交換公文が二項協議委員会の構成メンバーに関し、総理府より日本側メンバーとして総務長官及び米側メンバーとして高等弁務官をそれぞれ加えたい旨の強い要請があつた。米側としては、協議委員会の構成員として高等弁務官を加えることは組織上困難であること、更にまた大使と高等弁務官との意見が相違したときは極めて困難なる事態が生ずべきことを予想し、高等弁務官を協議委員会のメンバーとして加えることには難色を示した。

総務長官が協議委員会のメンバーとなつたことも経緯について

ては大臣の御承知のとおり次の次である。

(四) 交換公文が二項協議委員会の権限について、これを制限的に規定するか、またはこれを例示的に規定するかについて日米間に甚しい見解の相違があつた。具体的には、自治権の拡大を協議委員会の権限に包含せしめるか否かの問題である。本件に関しては、米側は一九六二年三月十九日ケネディ大統領声明が四項即ち「昨年の池田総理大臣のワシントン訪問に際し、同総理大臣と私が討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉及び琉球の経済開発を増進するための援助供与について米国と日本との協力関係実施に関する明確な取極を作成するため日本政府と協議を開始する」に基づき、協議委員会の権限は経済問題に関する



る問題を目的とし、政治問題はその権限として最初より予定せられない旨を強調し、自治権の拡大のような政治問題に関し何等か日本側において考慮していることがあるならば、外交ルートを通ぜられたい旨主張した。この点に関しては国内の強い要望が総理府を通じて強調せられたが、米側は若し日本側があくまでもこれを主張するならば、両委員会の設置を極めて困難ならしめるであろうと述べた。

- (五) かかる経緯をへてわが方としては協議委員会権限は政治問題を包含しないとの米側の立場に同調せざるを得なかつたが二項(六)に関し、予算の成立を条件として援助額及び援助項目に関し予算成立前に合意することを米側に納得せしめるのに困難があ

つた。具体的には米側は合意に対して *agreement* を主張し、日本側は *confirmation* を主張した。

米側の *agreement* を使用せんとする動機は、高等弁務官の同意を条件とすることなく、協議委員会の権限として援助額及び援助項目を決定し得る立場を確立したいとの強い意図があつたように思われる。日本側としては、予算編成の最高機関は国会であるので出来得るだけ *agreement* の語を避けるよう努力したが「国会の承認を条件とする」という条件を付することにより *agreement* の語を使用することに同意した。

- (六) 交換公文が四項に関し沖縄に対する経済援助は、財政援助と物品援助に區別することが出来る。財政援助によつて琉球政府

が取得した器材及び施設の所有権は琉球政府に帰属する。然し物品援助に係る器材及び施設の所有権は、国会の特別立法により「貸与」又は「譲与」の何れかが決定せられる。従つてその法律的表现をカ四項及びカ一項(b)と矛盾なく規定しなければならなかつた。

## 二 交換公文の実施手続について対米折衝上困難であつた問題点

### (一) 日米会計年度の相違から生ずる調整

米側が日本政府に提案する次年度の沖縄援助要請計画（提案時期は八月上旬）に関し関係省は米国政府の当該年度の援助計画資料の提示を強く要望した。これに対し米側は一九六三年八月中に日本側の一九六四会計年度の沖縄援助に対応すべき米国

の一九六五会計年度における沖縄援助に基礎をおいた援助要請を行なうことは實際上又は法制上の理由によつて不可能であると主張したので、現会計年度の関係資料の提示を受くる旨の規定とした。

### (二) 予算編成に関する無差別の原則

カ五項において「時宜に合わせて」と規定しているが、大蔵省は、予算編成上の公平の見地から特に沖縄援助に関し十二月二十日以前に内示を与えることを明文として規定することは予算編成権の侵害として不可能であるとの立場を堅持しておるためこれを明確とせず「時宜に合わせて」との表現に米側を同意せしめるため、相当の日時が費された。

Order of the Ceremony and the Meeting

April 25, 1964  
10:30 A.M.  
Reception Room

1. Exchange of Notes
  - (1) Taking seats
  - (2) Signing the Notes
  - (3) Initialing the Agreed Minutes
  - (4) Exchanging the Notes and Agreed Minutes
  - (5) Shaking hands between the two representatives
  - (6) Remarks by Foreign Minister
  - (7) Remarks by Chargé d'Affaires ad interim  
( Pressmen Out )
  - (8) Toast
2. First Meeting of the Consultative Committee
  - (1) Remarks by Foreign Minister
  - (2) Remarks by Chargé d'Affaires ad interim
  - (3) Remarks by Director General of the Prime Minister's Office
  - (4) Adoption of the Implementing Procedures  
( Initialing the Procedure )

Participants at Ceremony and Meeting

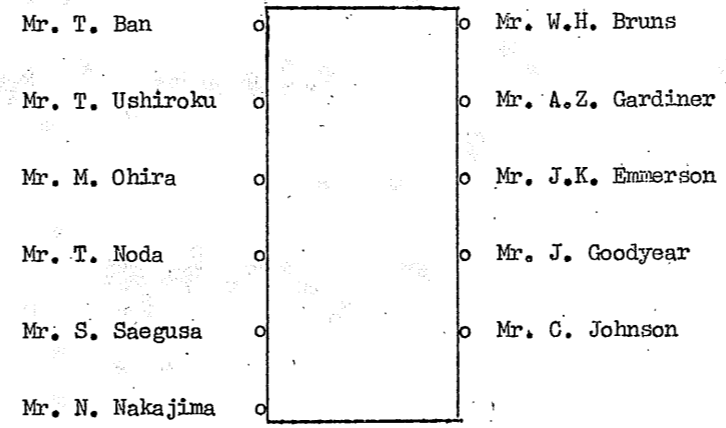
Japanese Side

Mr. Masayoshi Ohira	Foreign Minister
Mr. Takeo Noda	Director General of Prime Minister's Office
5 Mr. Torao Ushiroku	Director of Asian Affairs Bureau
Mr. Saburo Saegusa	Director of Special Areas Liaison Bureau, Prime Minister's Office
Mr. Tetsuo Ban	Counsellor of Asian Affairs Bureau
Mr. Nobuyuki Nakajima	Chief of North American Section, American Affairs Bureau

U.S. Side

Mr. John K. Emmerson	Chargé d'Affaires ad interim
Mr. Arthur Z. Gardiner	Minister-Counsellor
Mr. John Goodyear	Counsellor
Mr. William H. Bruns	First Secretary
Mr. Chadwick Johnson	Second Secretary

Seating Arrangement



在日米国外務大臣閣下

琉球諸島援助委員会設置に関する  
覚書交換のための会合における

大平外務大臣の開会あいさつに答えての  
ジョン・K・エマーソン駐日米代理大使のあいさつ

(一九六四年四月二十五日、東京)

大平外務大臣閣下

本日この会合の目的につきまして思慮深いごあいさつをいただきましてありがとうございます。

私は、アメリカ合衆国政府を代表して、琉球諸島に対する日本国政府の経済援助を促進するための協議委員会および技術委員会の設置に関する覚書を交換し、その他の関係文書に署名する権限を合衆国政府から特に与えられていることを、閣下に申し上げられることを喜びとするものであります。したがって、私は大きな喜びをもって、本日この式に列席してゐるのであります。

今朝これらの文書にわれわれが署名したことによりまして、日米両国は琉球諸島の福祉のため協力することに合意したのであります。われわれは、長い間十分に話し合ひまして、これら二委員会の委任事項について、ともに合意に達することができたのであります。

本日取りかわされました交換公文には、両国政府の協力ということがしばしば述べられております。事実、協力が、本日締結されました取り決めの趣旨であり本質であります。この合意に基づいて、琉球諸島に経済・技術援助を提供し、同諸島の経済開発を促進し、同諸島住民の福祉厚生をはかるために、いろいろの取り決めが進められております。こうした目的を達成するためには、日米両国の一致した協力が真に必要であります。

本日結ばれました取り決めとその実施によりまして、日米両国の関係に見られる協力精神と緊密な友好は、一段と深まるものと、私は固く信ずるものであります。

EMBASSY OF THE UNITED STATES OF AMERICA, TOKYO

Statement of John K. Emmerson, Charge d'Affaires ad interim  
in Reply to Foreign Minister Chira's Opening Statement  
at Meeting April 25, 1964

to Exchange Notes for the Establishment of Committees Concerning  
Aid to the Ryukyu Islands

Mr. Minister:

Thank you for your thoughtful statement concerning the purpose of our meeting here today.

I am pleased to inform you that the Government of the United States of America has specifically authorized me to act in its behalf in exchanging Notes and signing other documents in connection with the establishment of the Consultative Committee and the Technical Committee to facilitate the Japanese Government's economic assistance to the Ryukyu Islands. It is, therefore, with great pleasure that I am present today to participate in this ceremony,

Through our signature of these documents this morning, Japan and the United States have agreed to work together for the welfare of the Ryukyu Islands. Through long and careful negotiations we have succeeded together in reaching agreement on the terms of reference of these two committees. The Notes we have exchanged refer frequently to cooperation between our

在  
日  
米  
国  
大  
使  
館

- 2 -

governments; in fact, cooperation is the theme and the essence of the agreement we have concluded today. Arrangements under this agreement are being established for the purposes of providing economic and technical assistance to the Ryukyu Islands, and of promoting the economic development of the islands, and the welfare and well-being of their inhabitants. The achievement of these purposes will indeed require the united, cooperative effort of Japan and the United States.

I am confident that the agreement entered into today and its implementation will serve to enhance the spirit of cooperation and close friendship which characterize the relations between Japan and the United States.

\*\*\*